

○行政処分事業者一覧（平成27年度）

処分日	法人名	事業所名	サービス種別等	処分内容	処分理由	その他
平成27年 5月31日	グリーンウッド株式会社	花介護センター	居宅介護 移動支援	指定・登録取消し	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 ・利用者4名について、平成23年1月から平成26年7月までの期間に、実際のサービスよりも多く、不正に請求を行い、介護給付費を受領した。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 ・上記の不正請求のサービス提供記録について、虚偽のサービス提供の記録を作成した。</p> <p>【移動支援】 移動支援費の請求に関する不正 ・利用者4名について、平成24年8月から平成26年7月までの期間に、実際のサービスよりも多く、不正に請求を行い、移動支援費を受領した。</p>	http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000310347.html
平成27年 7月31日	株式会社月桂舎	株式会社月桂舎	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	居宅介護の指定取消し 重度訪問介護の指定の全部の効力の停止6か月 (平成27年8月1日から平成28年1月31日) 移動支援の全部の効力の停止6か月 (平成27年8月1日から平成28年1月31日)	<p>【居宅介護】 人員基準違反 ・平成26年9月から管理者が不在であった。</p> <p>介護給付費の請求に関する不正 ・特定の利用者1名について、平成25年5月から平成26年9月までの期間に、1個のサービス提供を2個に分け、それぞれ別個のサービス提供として、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>介護保険法の違反 ・同一所在地で指定を受けている指定訪問介護事業者株式会社月桂舎が介護保険法の規定に違反した。</p> <p>【重度訪問介護】 人員基準違反 ・平成26年9月から管理者が不在であった。</p> <p>介護保険法の違反 ・同一所在地で指定を受けている指定訪問介護事業者株式会社月桂舎が介護保険法の規定に違反した。</p> <p>【移動支援】 人員基準違反 ・平成26年9月から管理者が不在であった。</p> <p>介護保険法の違反 ・同一所在地で指定を受けている指定訪問介護事業者株式会社月桂舎が介護保険法の規定に違反した。</p>	http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000318870.html
平成27年 10月31日	有限会社アベニュー	有限会社アベニュー	居宅介護 行動援護	指定の全部の効力の停止6か月 (平成27年11月1日から平成28年4月30日)	<p>【居宅介護】 不正請求 ・平成26年6月から平成27年3月までの期間、利用者1名について、実際に行っていたサービスよりも多く報酬請求を行い、不正に介護給付費を受領していた。</p> <p>障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為 ・利用者1名について、退職し、雇用関係がなくなっているヘルパーの名前を無断で借用し、提供記録を偽造した。</p> <p>虚偽答弁 ・上記提供記録の偽造について、雇用期間を偽り、真正に作成された記録であるとの答弁を行った。</p> <p>【行動援護】 障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為 ・利用者1名について、退職し、雇用関係がなくなっているヘルパーの名前を無断で借用し、提供記録を偽造した。</p> <p>虚偽答弁 ・上記提供記録の偽造について、雇用期間を偽り、真正に作成された記録であるとの答弁を行った。</p> <p>法違反 ・居宅介護事業において、平成26年6月から平成27年3月までの期間に、実際のサービスよりも多く、不正に請求を行い、介護給付費を受領していた。</p>	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushiryo/page/0000330518.html

○行政処分事業者一覧（平成27年度）

処分日	法人名	事業所名	サービス種別等	処分内容	処分理由	その他
平成28年 3月31日	株式会社びあ	ビックハート	放課後等デイサービス 児童発達支援	指定取消し	<p>人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員が利用児童に対して、軽くかんだ。 ・従業員が利用児童に対して、閉じ込めた。 ・従業員が利用児童に対して、平手で叩いた。 <p>人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者を常勤専従で配置していなかった。 <p>障がい児通所給付費の請求に関する不正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。 ・児童発達支援管理責任者を配置しないまま、人員基準を満たすものとして障がい児通所給付費を不正に請求し、受領した。 <p>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。また、サービス提供を正当化する目的で、サービス提供の記録の偽造、改ざんを行った。 	http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000342470.html